

消費者委員会の活動について

平成24年1月31日

日本司法書士会連合会

1. 日司連が、現在、主に取り組んでいる活動

(1) 消費者問題対策

①多重債務問題等の対応（多重債務者相談強化キャンペーンの実施）

多重債務対策本部・日本弁護士連合会・日本司法支援センターと共同で多重債務者相談強化キャンペーンを実施した。

②パブリックコメント「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見提出

③悪質商法等消費者被害の研究

インターネットでのクレジット決済、電子マネーやコンビニ決済等新たな消費者被害の研究を行っている。

(2) 東日本大震災による被災地への生活相談への相談員の派遣

①消費者庁及び国民生活センターで実施している被災地への専門家派遣事業において、週に1日の割合で相談員を派遣している。

特に法テラスが設置した宮城県内の南三陸出張所では、10月～12月の3か月間で30件の相談を受けており、山元出張所でも12月1か月で7件の相談を受けている。

今後、相談を担当する曜日を増やすことなども検討している。

②被災地の司法書士会が設置する総合相談センターの他に日司連で「災害復興支援事務所」を設置し、市民の復興支援にあたっている。

これまでに宮城県内に3か所、岩手県内に2か所設置しており、そのうち南三陸と陸前高田では、司法書士が常駐しており事件の受託ができる体制を整えている。

また、仮設住宅を巡回して相談を受けたり説明会などするほか、「健康カフェ」に同席し、日常的な会話の中から法律問題の相談を受けたりもしている。

2. 第二次消費者委員会に期待すること

(1) 消費者被害の実態をふまえた調査審議・建議を

① 現行の法体制のすきまを狙った消費者被害の存在

⇒ 例えば、電話勧誘販売の方法による過量販売・・ほめあげ商法

⇒ 特別法の創設の必要性及び消費者契約法の早期改正に向けてのアクション（平成23年8月26日付け提言後もさらなる動きを）

② 多様化する決済手段に対する法体制不備

⇒ 例えばコンビニ収納代行を利用した詐欺的事案の存在など

③ 匿名性が高く追跡困難である消費者被害の増加

⇒ サービスの向上は野放しでよいのか

（e x. 固定電話番号として機能する携帯電話）

⇒ 匿名性を高めさせるサービスに対する法の対応

（2） 建議等の後についても監視等を

（3） 広く情報を収集する窓口を

3. その他

（1） 実務感覚と乖離しない組織体制の必要性